

議会運営委員会記録

令和5年6月8日（木）

開議 09 時 58 分

閉議 10 時 45 分

全員協議会室

出席者

- 〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、村木委員、三浦委員、沖田委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員
- 〔議長団〕 笹田議長、川神副議長
- 〔委員外議員〕
- 〔執行部〕 坂田総務部長、猪狩総務課長、小林財政課長、勝手総務管理係長
- 〔事務局〕 下間局長、松井次長、久保田書記
-

議 題

- 1 令和5年6月浜田市議会定例会議について
 - (1) 令和5年6月浜田市議会定例会議の付議事件及び付託案について 資料1-1、1-2
 - (2) 議会提出議案について
 - ア 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書について 資料1-3
 - (3) 令和5年6月浜田市議会定例会議の会議予定について 資料1-4
 - (4) その他
- 2 令和5年6月浜田市議会定例会議 陳情付託先の確認について 資料2
- 3 常任委員会が所管する事項の見直しについて 資料3
- 4 浜田市議会傍聴規則及び浜田市議会委員会傍聴規程の改正について 資料4
- 5 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[09 時 58 分 開議]

○布施委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は10名で定足数に達している。ではレジュメに沿って進める。

1 令和5年6月浜田市議会定例会議について

(1) 令和5年6月浜田市議会定例会議の付議事件及び付託案について

○布施委員長

配信された資料1-1を見てほしい。総務部長、説明をお願いします。

○総務部長

(以下、資料を基に説明)

○布施委員長

続いて資料1-2の付託先等について、事務局長から説明をお願いします。

○下間局長

(以下、資料を基に説明)

(2) 議会提出議案について

ア 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

○布施委員長

意見書の提出が1件あり、6月16日に提案を予定している。内容の説明を受けた後に確認したいことがあれば伺う。資料1-3を見てほしい。事務局長、説明をお願いします。

○下間局長

(以下、資料を基に説明)

○布施委員長

ただいまの説明について質疑等はないか。

(「なし」という声あり)

事務局長が言われたように、本意見書については各会派代表者も賛成者となっている。委員会付託を省略することよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

では次に移る。

(3) 令和5年6月浜田市議会定例会議の会議予定について

○布施委員長

本日から7月3日の定例会議終了までの会議予定を説明する。資料1-4を見てほしい。事務局長、説明をお願いします。

○下間局長

(以下、資料を基に説明)

○布施委員長

ただいまの説明について質疑等はないか。

(「なし」という声あり)

では次に移る。

(4) その他

○布施委員長

執行部から何かあるか。

○総務部長

今定例会議においてまた補正予算を追加提案する予定がある。その際はよろしくお願ひする。

○布施委員長

執行部はここで退席されるが、委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

では執行部はここで退席して構わない。

(執行部退席)

2 令和5年6月浜田市議会定例会議 陳情付託先の確認について

○布施委員長

資料2を見てほしい。今回陳情が22件提出された。提出後、議長団及び議会運営委員会正副委員長で内容を確認し、22件全てを付託することとした。付託先委員会の内訳は、総務文教委員会13件、福祉環境委員会2件、産業建設委員会1件、議会運営委員会5件、議会広報広聴委員会1件である。付託先については資料を見てほしい。以上のとおりとし、6月16日の全員協議会で議長から付託される。このことについて何かあるか。

(「なし」という声あり)

なお、委員会での議題順序についてはこれまでどおり、議案審査の前に陳情審査・採決を行うこととしているので、各委員会での陳情審査はこのとおりにしていただきたい。

3 常任委員会が所管する事項の見直しについて

○布施委員長

資料3を見てほしい。現在の常任委員の任期満了に併せて、所管を見直すか、また見直す場合は所管する事項をどのように改正するか、会派の意見を提出いただいた。山水海、公明クラブは変更の意見があった。超党みらい、創風会は変更なしとの意見があった。それでは各会派から、見直しについて理由を添えて説明をいただきたい。

まず山水海から。

○串崎委員

見てのとおりだが、教育委員会関係を総務から福祉へ、下水道関係を産業へということである。前に議長からいただいた参考資料等を見て、やはり総務文教委員会へ負担が掛かっているのではないかということを確認した。

また教育委員会関係と福祉関係はかなり深いものがある。小川委員もたびたびヤングケアラーについて質問されている。そうしたことなどもあり、教育委員会と福祉は密接な関係があるのだろうと考え、会派でこのような意見となった。

○小川委員

結論的に言うと現状のまま変更する必要はないのではないかということである。その理由については、前段でこのことを検討するに当たって示していただいた一覧表の中では、確かに市長提出議案等の付託件数、執行部報告事項、所管事務調査事項等の件数を数えると、かなりアンバランスなのは事実である。しかしそのアンバランスはその時々状況、市民ニーズ、社会動向などに左右される要素が非常に強く、各委員会の許容範囲を超えるほどの不都合は生じてないのではないかと。総務文教委員会委員に聞いても、それほど大変な状況ではないとの話を聞いている。

それと、常任委員会が所管する所掌事務の現状の振り分け方についても、やはりそれぞれの趣旨からおおむね妥当ではないかということ。3常任委員会への執行部側の出席者数を見ても、極端な差は出てないことを踏まえると、今後の状況によって判断する、現段階では振り分けを変更する必要はないのではないかという結論に至った。

○川上委員

書いてあるとおりで、現状で不都合が特段ないので、このままでよろしいかと思う。先ほど小川委員が言われたように、今後大きな変更等がある場合はまた考えないといけないが、現状で不都合がないためである。

○柳楽副委員長

公明クラブは教育委員会を福祉へ移し、上下水道部を産業へ移していただくとの提案をさせていただいているが、これまで私もずっと福祉環境委員会に所属しているが、その中で未就学児の、例えば幼稚園と保育園の所管が違っていることによる不都合であったり、今は福祉部から教育の役も兼任されている状態でもあるが、そういった縦割りの難しさもあったり、子育ての観点からすると就学している子どもに関することでも、教育委員会の所管になる部分は福祉で扱うのがなかなか難しいといった事例もあったので、できればやはり教育委員会を福祉に移していただくと良いかと思っている。

○布施委員長

各会派から変更あり、変更なしの理由を述べてもらった。本日、結論を早急に出す必要はないが、最終的にどうするかを決める必要がある。意見が分かれているので、この際時間を少し費やし、質問や意見があれば伺う。会派から会派へ質問したい場合や、もう少し詳しく聞きたいといったことがあれば意見を伺う。

○牛尾委員

会派で十分熟議を尽くしてこの結果を出したので、これ以上のことはない。

○三浦委員

超党みらいに伺いたい。先般事務局に示してもらった付託案件の過去3年間の傾向を見ると、総務と福祉の付託案件の平均に倍以上の開きが出ている。また、過去12回の定例会議のデータも出ているが、福祉が総務の付託案件を上回っているのは2回だけだった。このデータを見れば、情勢や動向によって扱うものが変動するというのは理解するところだが、総務の扱う幅がかなり広く、その結果恒常的に付託案件が多いということは事実としてあると思う。総務に所属する各委員の感じ方は個々にあると思うが、常に総務の抱える案件が多いという事実はあるのではないかと私は捉えているのだが。そのあたりは会派内でどのように議論されたのか、もう少し伺っても良いか。

○小川委員

そのアンバランスがあることは皆認識している。ただ、委員の任期は2年であり、ずっとその委員会に属していることもない。総務は少し業務量の負担は大きいかもしれないが、実際そこに参加している委員に聞いても、限度を超えるところまでの認識はない。特に不都合はない。それをもし変えたとすれば常任委員会の所管の振り分け方にもつながってくるが、現行のままで、例えば教育委員会は総務文教委員会の所掌にするのが妥当ではないかということのほう为重点的に議論された関係で、アンバランスは現状ある意味やむを得ないという認識で議論してきている。

○三浦委員

公明クラブも同じような提案をされているが、教育委員会の案件が仮に福祉に移行したとき、そこで生じる不都合が何か想定されるか。我々会派は、そのほうが議論しやすいという協議になり、先ほど柳楽副委員長がおっしゃった理由と近いところで、このような提案をさせていただいた。

創風会も現状で不都合はないとのことだったが、同じ質問を創風会にも伺ってみたい。

○小川委員

そういうご意見もあるかもしれないが、現状で変更するだけの必要性は感じてない。

○川上委員

同じである。変更しなければ議会がうまく回らないとは感じてない。

○三浦委員

仮に教育委員会マターが福祉に行ったとき、そういった問題を使うときに、今の状況で問題がないではなく、どちらがより良いとお考えになるか。

○小川委員

現状が妥当だという判断である。教育委員会の所管は総務文教委員会が妥当だと判断している。

○川上委員

そこまで話はしてないが、私としては現状のままが一番妥当ではないかと考える。水道事業についても。確かにライフラインとしては産業部分に関わってくるかもしれないが、住民の福祉と考えれば福祉環境委員会になろうかと考える。

○布施委員長

会派間で質問などしていただいたが、意見が分かれている。早急に決めるものではないが、今出た意見を会派に持ち帰っていただき、できればまとめていきたいと思っている。会派内の意見は変わらない部分もあるかもしれないが、再度考えていただき、次回会派の意見を報告いただきたい。

○三浦委員

ここで今日会派から持ってきた意見をベースに議論しなければ、このまま持ち帰っても多分同じ答えが出てきて議論が進まないと思うが。私は先ほど、我々会派の意見と違う意見の会派に対して、なぜそうお考えなのか、自分たちの意見がどうなのか立ち位置を明らかにしたいために質疑している。その議論をこの場でやらなければ結論に至らないと思うので、もう少し議論を深めるような時間をつくっていただきたいがどうか。

○布施委員長

私は先ほど、ほかに意見はないかと促したが、ほかの委員の挙手はなかった。議論するということは、この場で意見は分かれている、皆の意見を出していただいたが、その中でここで議論を尽くすということであるのだが、最終的には議論を尽くしてやった場合は採決まで行く必要がある。今、意見は大まかに半々で分かれている。これで議会運営委員会に参加されていない人の意見をこの場で本当に、結論を出すことを今回は言っていない。最終的には所管委員会をどうするか決めるということは各会派に言っていない。それでよろしいのかという思いである。議論はしてもらっても結構だが、ほかに意見はあるかといったときに、挙手がない状態でどう議論するのか。

○三浦委員

しつこいようだが、再度創風会と超党みらいに伺いたい。同じ質問をさせていただく。教育委員会マターが今、総務文教委員会になっているが、今の状態でも問題ないというご回答だった。ただ我々は、今の状態でも問題はないかもしれないが、逆に福祉環境委員会で一緒に取り扱ったほうが、執行部の部局のことも含めればそのほうがより良いのではないかとのご提案したものだが、そうではないということであれば、今の状態のほうがより良いとする理由を聞かせていただきたい。

○小川委員

議会運営委員会から提案された内容について、議論した中身は先ほど報告したとおりである。ただそのことについて結論ありきで、何が何でも自分たちの主張を通して現状のままということではなく、今おっしゃった部分についても持ち帰って議論する用意はある。私たちが議論したのは今日報告した内容までであり、今日の議論を受けての検討はまだしてない。変えたほうが良いのではないかとご提案を今日初めて聞いたので、それを会派へ持ち帰り、こういう意見が出たがどうだろうか、また議論

する必要はあると思う。それで結論が変わる可能性もある。しかし今日の段階では、お聞きした内容で本当にそこまでの必要性があるかどうかは疑問があるというのが今の認識である。

○川上委員

確かに二つの会派から変更の必要があるのではという話があった。この内容はうちの会派に持ち帰ってない。こういう内容があったが皆はどう考えるかということは、やらざるを得ないかと考える。

○三浦委員

小川委員が言われたことと同じことを私も思っている。この場で出た意見を持ち帰って会派で再度協議をするのであれば、なぜ意見が分かれているのか、その理由も持ち帰りたいという趣旨で伺ったものである。今日結論が出ないことは先ほど委員長もおっしゃったが、次に持ってくるときに、なぜそれぞれがそういう意見を持ってこられたのかは、我々もしっかり持ち帰らないといけない。我々がなぜそういう意見を持ってきたのかはしっかり理解していただくために伝えないといけないと思ったので、質問をさせていただいた。

○布施委員長

委員長としてもそのように思っている。今日出た意見を、今ある所管委員会ではなく後半で委員会が変わる部分があるので、しっかり会派の中で今出た意見を練っていただき、次回にはまた報告していただきたい。それでよろしいか。

(「はい」という声あり)

所管を見直すこととなった場合には、委員会条例の改正を行う。

4 浜田市議会傍聴規則及び浜田市議会委員会傍聴規程の改正について

○布施委員長

資料4を見てほしい。7点の改正をする。事務局から説明をお願いする。

○下間局長

(以下、資料を基に説明)

○布施委員長

説明が終わった。このとおりにさせていただきたいと思っているので、よろしくお願いする。

私から1点、皆に確認を含め伺いたい。第6条第1項第4号を見てほしい。帽子については議長の許可を得たときを除いて着用しないこととし、整理する方向としていた。しかしながら、このようにすると様々な理由により帽子をかぶったままの傍聴者がおられた場合、議長や委員長、事務局職員が帽子を取ることや着用の許可を求めるよう傍聴者に促す必要が出てくることになる。それを鑑みると、帽子についての条文を削除することについて再度皆の考えを確認したい。何か意見があるか。

○柳楽副委員長

前回の協議でも言わせていただいたが、公明クラブとしては、帽子は特に規制しな

くて良いと思っている。

○川上委員

私も特段、帽子という条件を付ける必要はない。帽子をかぶっておられた場合、それなりにまた問えば済むこと。許可は必要ないと思う。どうされたのかと問う程度で留めたほうが良い。ファッションだと言われたら終わりである。

○布施委員長

かぶる理由くらいは聞くと。ほかにはないか。

○沖田委員

私も削除でよろしいかと思う。というのが第5条の第3項に「異様な服装をしている者」に規制を掛けている。帽子が著しく常識的にけったいなものなら、おそらくここに該当するのかなど。帽子だけというくくりにする必要もないと思うので、削除でよろしいかと思う。

○布施委員長

川上委員に確認する。帽子の件は傍聴規程に入れているのだが、(4)を削除した場合でも良いという意味合いでも良いか。

○川上委員

特段、これも外して結構と思う。もしも不都合があればそれは委員長・議長の判断だと思う。

○布施委員長

帽子については削除するということで。全般的に(4)が、削除するような感じになると思うが、それでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

では改正に応じて、開かれた議会、傍聴しやすい環境整備、分かりやすい表現に改めることを目的として行いたいと思う。規則や規程を改正することが了承されたので、今後法令審査会に掛け、6月16日の6月定例会議開会から改正内容で運用できるよう公布の手続きを進めていく。なお法令審査会において多少の字句修正等の指摘があった場合、改めてお諮りすることなく進めていく。内容が変われば別途お知らせする場合がありますのでご承知いただくようお願いする。

5 その他

○布施委員長

次回日程を確認したい。当委員会に付託された陳情審査等を行うため、6月21日水曜日の個人一般質問終了後に開催したい。事務局から何かあるか。

○下間局長

1点ほどお願いがある。一般質問をケーブルテレビで放送させていただいている。現在、議員が議席から質問席へ移動し質問の準備をするシーンもずっと放送しているのだが、放送時間短縮のためにその部分をカットして、質問開始時点から放映するよう変更させていただきたい。ご承知おき願う。

○布施委員長

ほかにはよろしいか。最後にお願いだが、本日の内容について会派で共有いただくようよろしくお願いいたします。以上で議会運営委員会を終了する。

[10時 45 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司